

上市町エコツアーリズム推進全体構想

平成 28 年 8 月

上市まちのわ推進協議会

目 次

第 1 上市町エコツーリズムを推進する地域	1
1 推進の目的及び方針	1
2 推進する地域	7
第 2 対象となる自然観光資源等	8
1 自然観光資源	9
2 その他の観光資源	16
第 3 エコツーリズム実施の方法	18
1 ルール	18
2 案内（ガイドンス）及びツアー	26
3 モニタリング及び評価	28
4 情報発信	33
5 エコツーリズムにかかわる人々の育成又は研鑽	34
6 その他	34
第 4 自然観光資源の保護及び育成	35
1 特定自然観光資源の指定	35
2 その他の自然観光資源	35
第 5 協議会の参加主体	37
1 協議会の構成員及び役割分担	37
第 6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項	38
1 地域振興	38
2 地域住民との連携	38
3 他の法令及び計画等との関係及び整合性	38
4 環境教育の場としての活用と普及啓発	40
5 安全管理	40
6 全体構想の公表	40
7 全体構想の見直し	40
付録 1：上市町の自然観光資源について	41
付録 2：上市町自然観光資源位置図	42
様式第 1 号（第 3 第 1 項第 4 号ア関係）	43
様式第 2 号（第 3 第 1 項第 4 号イ関係）	44

第1 上市町エコツーリズムを推進する地域

1 推進の目的及び方針

(1) 推進の背景と目的

本町は富山県の県庁所在地である富山市の東約 15km に位置し、新川平野の中央に位置する内陸の町です。東端には名峰劔岳を始めとする北アルプスの山並みがそびえ、西は富山平野が広がり、水田・耕作地帯及び市街地が存在しています。

劔岳は古くから山岳信仰の山として知られており、山頂付近からは平安時代のものと推定される錫杖頭しやくじょうとうが発見されています。また、山麓を流れる上市川沿いの丸山台地には先土器時代の遺跡が、さらに黒川には平安時代末から鎌倉時代の遺跡等からなる黒川遺跡群も存在しており、古くから人々が住んでいたことが分かります。劔岳に対する山岳信仰の興隆に伴い、三のつく日に法音寺の門前町を中心に「三日市」が開かれるようになり、さらに多くの人々が集まるようになりました。その後、三日市の上にあたる東に「上の市」が開かれ、やがて呉東随一と言われるほどの賑わいをもつ町並みが作られました。その後、名称は上市野となり明治 22 年 4 月の町村制実施によって上市町となり、音杉村、南加積村、山加積村、宮川村、大岩村、柿沢村、相ノ木村、白萩村との合併、さらにその後、山加積地区の一部を滑川へ分離し、立山町から弓庄地区の一部を上市町へ編入して、現在に至っています。

本町の面積は 236.71km² (平成 26 年 10 月 1 日 国土交通省 国土地理院)、平成 25 年の平均気温は 11.9℃ (平均最高気温 16.8℃、平均最低気温 7.5℃) となっています。

本町の産業を見ると、農業では米の生産量が最も多く、里芋、生姜等の特産品化にも積極的に取り組んでいます。また、産業分野別就業人口を見ると、男女共に製造業が高く、特に製菓業は本町の特徴的な産業となっています (国勢調査)。

本町の人口は 21,622 人 (平成 27 年 4 月 1 日 住民基本台帳) ですが、年々減少している状況であり、平成 32 年には 2 万人を切ると推測されています (国立社会保障・人口問題研究所 推計準拠による。)。本町が将来にわたって持続可能な活力あるまちづくりを進めていくために人口・産業動向、そして町民の意向を踏まえた「第 7 次上市町総合計画」(平成 23 年 3 月)を策定し、基本構想においてまちづくりの基本方向を

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1 自然と共生するまちづくり2 若者が定住するまちづくり3 みんなで支えあい、みんなで拓(ひら)くまちづくり |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

とした上で、本町の将来像を

『確かな地域力』で創る 存在感あふれる上市

と定め、さらに3つの基本目標として

- 1 にぎやか・上市 ～力強い産業・基盤～
- 2 すくすく・上市 ～育ち、輝く地域人材～
- 3 あんしん・上市 ～安全・安心な暮らし～

を掲げています。特に「にぎやか・上市 ～力強い産業・基盤～」において、「観光・交流の拡充」として北陸新幹線の開業による交流人口の拡大を踏まえつつ、大岩山日石寺等の歴史文化及び劔岳を代表とする豊かな自然環境を観光資源として活用する持続可能なエコツーリズムを推進しています。

さらに、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の趣旨に基づき、本町における人口の現状分析を行い、人口に関する認識を町民と共有し、今後目指すべき人口の将来展望及びそのために必要な施策の方向性を示した「上市町人口ビジョン」並びに施策を具体的に実施する「上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成27年10月に策定しました。

「第7次上市町総合計画」を着実に実行するとともに、それと調和・連動した「上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にも取り組み、3つの地域力「経済力」、「人間力」、「安心力」を磨き上げ、「存在感あふれる上市」として地域創生を図ります。とりわけ「“経済力”の創生 ～しごとを創る～」において既存の産業を育成するとともに新規起業及び新分野の進出を積極的に促進し、若者がいきいきと働くことができる環境づくりを進め、さらに「かみいち観光ブラッシュアッププロジェクト」としてエコツーリズムの推進による地域資源を活用した持続可能な観光産業の確立と地域内循環型経済の推進を目指します。将来的には「上市」の魅力を多くの人が知り、「上市」に住みたいと思う人が増えるよう磨き上げを行います。

以上のことから、「第7次上市町総合計画」及び「上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をより効果的に進めるために、本町の魅力である豊かな自然環境及び歴史文化等の地域資源の保全を図りつつ、観光産業を中心とした持続可能な経済の地域内循環を目的として上市町エコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）を策定します。

(2) 推進に当たっての現状と課題

本町は昭和 30 年の 26,522 人（国勢調査）をピークに人口が減少しており、自然減及び社会減が同時に進行している状況です（住民基本台帳）。自然減に関しては、平成 15 年をピークに、出生数の減少及び死亡数の増加が年々拡大傾向となり、近年は毎年 200 人程度の自然減となっています。なお、社会減に関しては、平成 12 年以降、平成 16 年及び平成 21 年を除き、転出数が転入数を上回っています。こうした状況から、今後、人口減少が加速化していくことが想定されます。また近年、近隣市町への大型商業施設の立地により本町の年間商品販売額は、平成 9 年から平成 19 年までの 10 年間に 3 分の 2 に激減しています（経済産業省 商業統計調査）。

このような地域の活力が低下している中で、地域資源を有効に活用した観光は観光旅行者の消費により地域の経済価値を引き上げ、本町における重要な産業となる可能性が高いと言えます。

そこで本町では平成 23 年を観光元年と位置づけ「観光キックオフ宣言」の下、積極的にエコツーリズムに取り組み、森林セラピー、大岩山日石寺等を活用したエコツアー（以下「ツアー」という。）の実施、ガイド団体等の立ち上げを着々と進めてきました。さらに効果的にエコツーリズムを推進するためにエコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、町民及び関係団体と行政機関で組織する「上市まちのわ推進協議会（以下「協議会」という。）」を平成 26 年 5 月に設置し、推進体制を構築しました。本町の観光は着実に発展しつつあると言えますが、観光旅行者の受入れ体制の仕組み作り等を進めている段階であり、観光による地域内への経済効果はまだ薄く産業として確立できていない状況です。これらの現況を踏まえると本町では、持続可能な観光産業の確立及び地域内循環型経済の推進が課題であると言えます。

ア 持続可能な観光産業の確立

- ・自然観光資源の把握及び活用並びに保全の仕組み作り
- ・ガイド等の人材育成
- ・ツアー商品作り及び販売にかかわる仕組み作り
- ・本町の観光情報の発信

イ 地域内循環型経済の推進

- ・多様な関係者の情報共有・連携の強化等
- ・町民及び関係者への啓発及び参画の促進

(3) 推進の基本的な方針

協議会は平成 27 年 6 月に「上市まちのわ宣言」を採択し、本町のエコツアーリズムは当該宣言において「上市町にある自然・歴史・伝統文化・産業そして、人を“大きなわ（輪、和、環）”で繋ぐ」ことを基本的な方針としており、これが全体構想における基本方針と言えます。

かみいち

上市まちのわ宣言

町の宝を後世につなぎ渡そう、みんなで築く新しい『上市まちのわ』

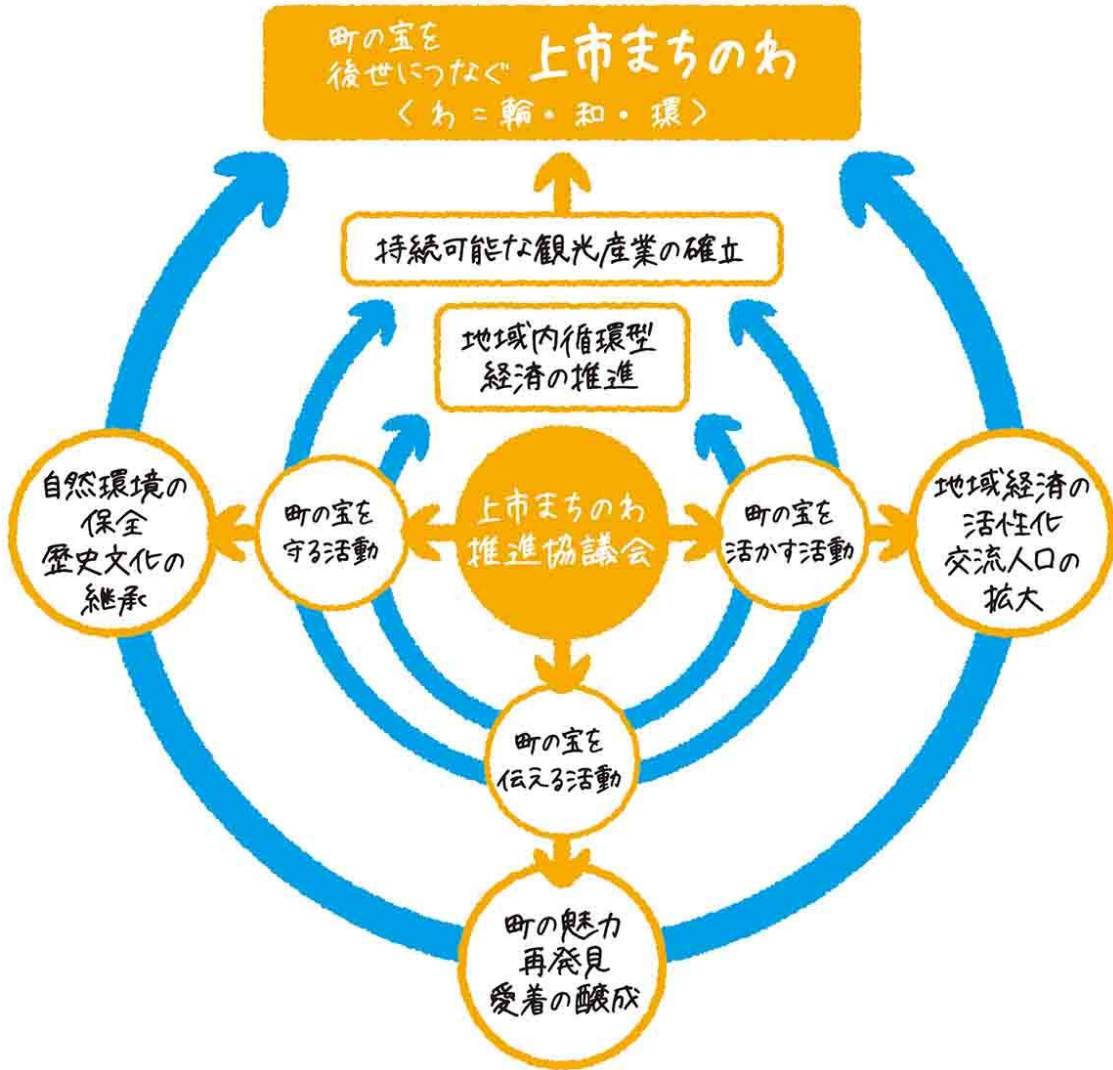
私たちの豊かな暮らしは、脈々と受け継がれた自然・歴史・伝統文化・産業のおかげである。厳しい自然環境を生きた先人たちは、自分達の生活環境を謙虚に受け止め、慎ましくも心豊かに暮らしてきた。急峻な早月川、白岩川、上市川は、過去幾度も自然災害をもたらし、圧倒的な力と厳しさを教えてくれた一方で、豊富な湧き水は、私たちの生活や産業を潤してきた。峰々を束ねる劔岳は、季節によって刻々と景色が変わり、時に厳しく私たちを見つめ、朝日に輝き夕日に染まるその姿は私たちの心に陽を灯し、安らぎと希望を与えてきた。

この雄大な自然と共に生き、過去から受け継がれ築いてきた現在ある豊かな暮らしを未来へ繋ぐことが今を生きる私たちの使命である。上市町にある自然・歴史・伝統文化・産業は上市町の宝である。この宝の存在を見つめ直し、住民はもとより関わるすべての人々を“大きなわ（輪、和、環）”で繋ぐことを『上市まちのわ』と定義し、それぞれの企業や組織、個人が連携して上市町の宝を後世に繋ぎ渡すための活動を推進していくことをここに宣言する。

私たちや訪れる人みんなが、上市町の素朴で気取らない優しさや世界に誇れる自然と触れ合い、笑顔で繋がることを信じる。

上市まちのわ推進協議会

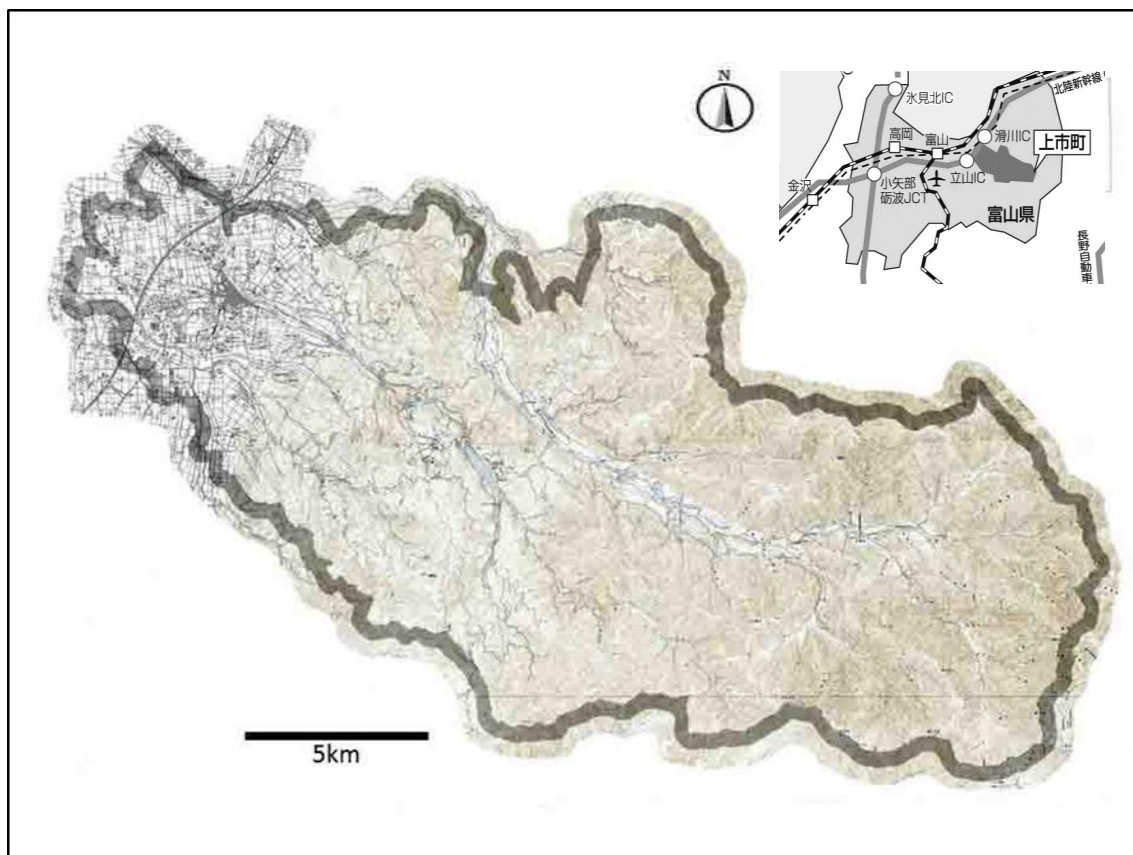
〈上市町エコツーリズム推進のイメージ〉



2 推進する地域

(1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

本町の全域を対象とします。この理由は、本町の全域にわたって豊かな森など様々な自然観光資源が存在しているため全域にわたってエコツーリズム推進の取組を進めることが効果的と考えられます。



(2) 推進地域のゾーニングの考え方

現時点においてゾーニングは行いません。その理由は、本町ではまずは全域にわたってエコツーリズムにかかわる基盤整備等の基本的な取組を進める必要があるためです。

しかしながら、今後の状況の変化に伴いゾーニングを行うことでエコツーリズムのより効果的な推進が図られると判断される場合には、全体構想の見直しの際にゾーニングについて検討します。

第2 対象となる自然観光資源等

エコツーリズムにおいて活用可能な自然観光資源には、自然そのものだけでなく自然と密接にかかわる歴史及び伝統文化も含まれます。本町にはそのような自然観光資源が数多く存在し、それらの資源をリストアップし公表することで町民及び観光旅行者にその価値を認識してもらうこともエコツーリズム推進の意義の一つと言えます。このような視点も踏まえ、本町の主な自然観光資源を以下のとおり区分します。

区分	大区分	中区分
自然	動植物の生息地 又は生育地その他 の自然環境に係る もの	動植物 動植物の生息地・生育地 地形・地質 景観 水資源
歴史・伝統文化	自然環境と密接な 関係を有する風俗 習慣その他の伝統 的な生活文化に係 るもの	歴史資産 生活空間・風景

自然観光資源に関する情報（周辺環境の特性、野生動植物の生息・生育場所、利用の概況等）については、今後も情報の収集を進め、随時追加等の修正を行います。本町には希少な野生動植物等も生息・生育していますが、それらの種に関する情報を掲載することは盗掘等につながる恐れもあるため全体構想には記載しないこととします。

なお、自然観光資源のうち、その保全において支障が生じる可能性があるものについては特定自然観光資源への指定も検討します。

1 自然観光資源

(1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの

区分	動植物
細区分	哺乳類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	国の特別天然記念物であるニホンカモシカのほか、ツキノワグマ、ムササビ、キツネ、タヌキ、アナグマ、イノシシ、ハクビシン、ノウサギ、ニホンザル、ニホンリス等が生息しています。なお、ニホンカモシカ、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシンについては農業被害も報告されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	ツアー中に目撃して解説する場合及び痕跡などの観察等も想定されます。なお、それぞれの種の生態及び特性を配慮してできるだけ個体及び生息環境に与える影響が少ない方法を選ぶことが重要です。

区分	動植物
細区分	鳥類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	シジュウカラ等のカラ類、エナガ、ウグイス、カワガラス、ヤマドリ、アオサギ等のサギ類、キセキレイ等のセキレイ類、猛禽類ではオオタカ、トビ、フクロウ、コノハズク、その他にオオルリ、キビタキ等の夏鳥、キレンジャク、オオハクチョウ等の冬鳥が確認されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	バードウォッチング等のツアー及び各種プログラム中に観察された鳥類に関する解説の実施が考えられます。 なお、それぞれの種の生態及び特性を配慮してできるだけ個体及び生息環境に与える影響が少ない方法を選ぶことが重要です。

区分	動植物
細区分	昆虫類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	ホタル、ギフチョウ、モンキアゲハ、アオスジアゲハ、ヤマトシジミ等のチョウ類、オニヤンマ、アキアカネ等のトンボ類、ハルゼミ、ヒグラシ等のセミ類、森林部にはカブトムシ、クワガタムシ、カミキリムシ等の甲虫類が確認されています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	各種プログラム中に観察することができます。また、夏休

利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>み等の昆虫類が豊富な季節には昆虫観察をメインとしたプログラムも考えられます。</p> <p>観察により生息環境の攪乱等が発生しないよう注意が必要です。</p>
-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------

区分	動植物
細区分	植物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>新上市町史では木本、草本及びシダ類等を合わせて 900 種近い植物が紹介されています。なお、本町の木としてはモミ（北陸地方では「トガ」と呼ばれる。）が、本町の花としてはサツキ及びリンドウが指定されています。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>各種プログラム中に観察することができます。また、春及び秋のシーズンには花、果実及び紅葉をテーマにしたプログラムの実施も考えられます。</p> <p>希少種も多く生育しているので、利用に当たっては希少種の紹介はしません。また、他の植物であっても生息環境を攪乱しない等の配慮が必要です。</p>

区分	動植物
細区分	巨樹・巨木等（県指定天然記念物）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> トガ並木（<small>きっか</small> 眼目） 「トガ」は北陸独特の呼び名で正式名称は「モミ」です。 <small>がんもくざんりゅうせんじ</small> 眼目山立山寺の並木が知られています。 宮川の大ケヤキ（若杉） 高さ 41m、目通り 9m の富山県内では有数の巨木で、古くは上市に集まる行商人の目印になったと言われています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>観光スポットの一つとして観光旅行者等が訪れています。踏圧等により樹木の生育及び周辺的环境に影響を及ぼさないような配慮が必要です。</p>

区分	動植物
細区分	巨樹・巨木等（町指定天然記念物）
	<ul style="list-style-type: none"> 光顕寺のヒイラギ（<small>しよいん</small> 正印） ヒイラギとしては県内でも珍しい巨木です。

<p>主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中村の大スギ（中村） 中村集落にあり、高さ 20mあまり、根回り 4 m近くの巨大な立山杉です。樹齢は 300 年以上と推定されています。 ・ 立山寺のギンモクセイ（^{きっか}眼目） 樹齢は 300 年と推定されています。 ・ 立山寺の大ジイ（眼目） 立山寺山門近くの杉林にある巨木です。 ・ 円常寺の大ジイ（野開発） 落雷により 15mほどの高さになっていますが、以前は 30mあったと言われています。 ・ 立山寺のラカンマキ（眼目） 根回り 2.07m、高さ約 10mで樹齢は 400 年以上と推定されています。 ・ 浄徳寺の大ジイ（下経田） 高さ 25mの巨木です。 ・ 立山寺のネジキ（眼目） 樹高が 7 mに達しており、枝がねじれたように曲がって伸びるのが特徴です。 ・ 大岩山日石寺のチャンチン（大岩） 日石寺境内にある巨木です。チャンチンは中国北西部に分布する暖帯産の樹木で寺への寄進木として植えられたと考えられています。寺では「センノキ」と呼ばれています。 ・ 柿沢のヒイラギモクセイ（柿沢） 樹高約 10m、樹齢約 300 年、ヒイラギモクセイとしてはかなりの古木です。 ・ 柿沢円光寺のタブノキ（柿沢） 樹高約 15m、樹齢約 300 年、本町においては珍しい巨木です。
----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>地域の気候風土との関係等から各樹木の特性、守り残されてきた歴史等の解説を行うことができます。</p> <p>利用に当たっては所有者の調整、踏圧等により樹勢を損なわないような配慮が必要です。</p>
-----------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

区分	動植物
細区分	巨樹・巨木等（その他）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<ul style="list-style-type: none"> ・^{ばんぼじま}馬場島の座禅桜 大きな岩の上に根が座り込むようにオオヤマザクラが生育しています。 ・大観峰の桜並木 平成12年の富山国体に併せて整備された千本桜です。立山町まで続く林道沿いが桜一色になります。なお、途中の柵形山に「江田柵形山城」とも呼ばれた^{たしろ}館櫓が復元されています。 ・北島の桜並木 上市川の土手に沿って桜並木があります。当該地からは劔岳も眺めることができ、桜の季節には花及び雪山が美しい景色を作り出しています。
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	踏圧等により樹木の生育及び周辺の環境に影響を及ぼさないよう配慮が必要です。

区分	動植物の生息地・生育地
細区分	森林（森林セラピー基地）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>^{さっか}眼目、大岩及び^{ばんぼじま}馬場島の3エリアが「森林セラピー基地」として特定非営利活動法人森林セラピーソサエティに認定されており、「劔・きらめきの森」として町が森林浴のためのセラピーロードの整備及びセラピーガイドの育成を進めています。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	森林浴及び五感を活用したレクリエーション等が行われています。豊かな森林環境を損なわない利用が必要です。

区分	地形・地質
細区分	山岳
	・劔岳

<p>主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性</p>	<p>北アルプスの名峰であり、日本百名山の一つとしても知られ、中部山岳国立公園の代表的な景勝地でもあります。標高2,999m。威厳及び雄大さのある山容が特徴の一つです。本町からは馬場島地区、早月小屋を経由する登山ルート（早月尾根ルート）があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山 剣岳を眺望する絶好のポイントの一つです。タテヤマスギの巨木が並ぶポイント及びアジサイの群生が存在し、沢渡りのポイント等もあります。
<p>利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・剣岳 中部山岳国立公園に属しており、登山利用が主な利用形態です。拠点となる馬場島荘からの標高差は2,200mを超えるため、本格的な装備並びに技術及び経験が必要です。また、利用に当たっては登山道からの踏み出し、ゴミ及び排泄物による環境への影響のないよう十分注意する必要があります。さらに脆弱な高山植生等に対する慎重な配慮も必要です。 なお、剣岳周辺の「危険地区」に12月1日から翌年5月15日までの間に立ち入る場合は、「登山届」を提出することが富山県登山届出条例にて義務づけられています。 ・中山 登山口から周回する遊歩道が整備されていますが、標高差が約600mあるので本格的な準備が必要です。 また、利用に当たっては登山道からの踏み出し、ゴミ及び排泄物による環境への影響のないよう十分注意する必要があります。

区分	景観
細区分	自然景観
<p>主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性</p>	<p>・ハゲ山、城ヶ平山、千石城山、大倉山、高峰山及び大辻山の遊歩道からは立山連峰及び富山方面の眺望が良く、富山平野及び日没等の自然景観を楽しむことができます。</p>
<p>利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項</p>	<p>初心者でも気軽に楽しめるトレッキングルートとして利用されていますが、雨具及び適切な靴等の基本装備は重要です。また、利用に当たっては登山道からの踏み出し、ゴミ及び排</p>

	<p>泄物による環境への影響のないよう十分注意する必要があります。</p>
--	---------------------------------------

区分	水資源
細区分	湧水
<p>主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性</p>	<p><small>あな たんれいじょう</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・穴の谷霊場の霊水 <p>環境省選定名水百選に指定されており、不純物の混入がほとんどないため腐りにくいとされています。酒、みそ、醤油等の製造にも利用されています。</p> ・弘法大師の清水 <p>弘法大師ゆかりの清水で飲むと頭が良くなると言われています。東福寺野自然公園の奥に位置しており、同公園からは富山湾が一望できます。</p> <small>じょうやま</small> ・城山の湧水 <p>城山の洞窟の奥行から湧き出た水が巨石組みの岩間から流れ出ています。なお、「城山」の名称は、天正年間(1573～1591)に<small>ゆみのしょうじょう</small>弓庄城の出城であった柿沢城があったことからつけられたものです。</p> ・大岩山日石寺の藤水 <p><small>えっちゅうくじき</small>越中旧事記に、「目が不自由だった一人の農民が夢のお告げによりこの水で目を洗ったところ治癒した。」という話があることから、眼病に霊験あらたかであると言われています。</p>
<p>利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項</p>	<p>飲用水として多くの方が利用されています。水場の環境保全はもとより、他の利用者の方々の迷惑にならないように配慮が必要です。</p>

(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

区分	歴史資産
細区分	寺院
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>・大岩山日石寺</p> <p>真言密宗の大本山です。本尊は大岩川の凝灰岩に半肉彫り（半浮き彫り）で刻まれた高さ3mを越える不動明王磨崖仏（ふどうみょうおうまがいぶつ）で、重要文化財に指定されており、また磨崖仏のある巨岩所在地一帯の「大岩日石寺石仏」は国指定史跡です。</p> <p>敷地内及び周辺には、水量が豊富で滝行で知られる六本滝をはじめ十二支滝、藤水、千巖溪（せんがんけい）等の見どころがあります。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>多くの観光旅行者が訪れる本町において有名な観光スポットの一つとなっています。寺院であることから騒音及び参拝者への配慮等も必要です。</p>

区分	歴史資産
細区分	金山跡
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>・下田金山</p> <p>かつて加賀藩の財政を支えた越中七金山の一つです。鉾山にかかわる人々が住んだ下田集落は、往時には千軒を超えていたと言われています。現在でも、集落内には当時使われた鉾山臼等が残されています。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>当時の坑道は、小学生のふるさと学習等に使われています。県及び町の教育委員会による説明板が設置されています。また、地元出身者有志により案内標識も設置されています。それらの趣旨も踏まえた節度ある利用が必要です。</p>

区分	生活空間・風景
細区分	里山景観（自然人文景観）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	<p>「種（たね）の里」の棚田等の水田及びあぜ道等の里山景観が残されています。</p>
利用の概況及び利用に当たって配慮すべき事項	<p>里山景観は地域に居住する人々及び農業等の活動により創り出されています。利用に当たっては、地域住民及び農作業に迷惑をかけないよう配慮が必要です。</p>

2 その他の観光資源

名称・所在地	特性及び利用の概況等
「おおかみこどもの雨と雪」の舞台の古民家	所有者のご厚意により城ヶ平山トレッキングの休憩所として利用されていた古民家です。近年ではアニメ映画で日本アカデミー最優秀賞を受賞した「おおかみこどもの雨と雪」のモデル舞台となった古民家として知られており、ファンが数多く訪れています。所有者のご好意に甘えない良識ある利用が不可欠です。
あな たんれいじょう 穴の谷霊場	江戸時代に美濃 <small>びやくしん</small> の白心法師が修行した場所として知られるようになり、その後、能登 <small>うんがいごどう</small> の雲外悟道禅師、広島 <small>こうしん</small> の岡本弘真女行者が修行しています。この弘真女行者が「奥の洞窟から湧き出る水を病に苦しむ人に飲ませてほしい。」と遺言したことから、穴の谷 <small>あな たん</small> の霊水が知られるようになりました。
がんもくざんりゅうせんじ 眼目山立山寺	曹洞宗の名刹の一つです。きこりの姿となった立山 <small>たてやまごんげん</small> 権現に導かれた大徹宗令 <small>だいてつそうりょうぜんじ</small> 禅師が、建徳元年（1370年）に建立したと言われています。トガ並木、樹齢300年のギンモクセイ、400年のラカンマキ等の名木でも知られています。
ばんぼじまそう 馬場島荘	劔岳の登山拠点として車でアクセスできます。登山者が多く利用する宿であるため「夕食時間に遅れない。」「夜間騒がない。」等の注意が必要です。湧水を使ったコーヒー等も頂けます。
大岩地区のそうめん	大岩山日石寺周辺の旅館及びドライブインでは、そうめんが名物となっています。これは、そうめんが精進料理として僧侶たち等に常食されていたことが始まりと言われています。大岩地区のそうめんは糸が並んだように盛りつけられるのが特徴の一つです。
西田美術館	オリエント文化からシルクロードを経て中国に至る陶磁器・彫刻作品700点以上の個人のコレクションは、全国的にも稀なものと言われています。また、ビザンチン美術を代表するアイコンから現代絵画、富山県入善町出身で現代における「マンダラの画家」として知られている故前田常作氏の作品等も展示されています。
ふるさと劔親自然公園	森林及び早乙女湖（上市川第二ダム）等、自然に親しむ公園であり、パークゴルフ、バーベキュー及びオートキャンプ及びフィールドアスレチックと様々な楽しみ方ができます（冬期休園）。

<p>ショウライコ（精霊ヤグラ）</p>	<p>宵盆には上市川の川原で各町内が競ってお精霊の迎え火を焚きます。日没後、人々がおがくずを詰めた麻殻の松明（ショーライ）を持ち、堤防に集まり火をつけて大きく回しながら「ショーライコ、ショーライコ、ジージも来い、バーバも来い。」等と呼び先祖の霊を迎えます。川原のヤグラにも火がつけられ、巨大な精霊火が川原のあちこちに出現します。</p>
<p>温泉</p>	<p>町内には宿泊施設及び日帰り温泉施設が数箇所あります。アルプスの湯、つるぎ恋月、湯神子温泉及び大岩不動の湯では日帰り入浴が可能です。</p>
<p>里芋、山菜等の食資源</p>	<p>広野地区では特有の黒ボク土壌を生かして里芋が生産されています。同地区の里芋は柔らかく粘り気があり、ほんのりと甘さを兼ね備えていることから市場において高い評価を得ており、町の特産品の代表的存在となっています。</p> <p>また、本町は山菜の産地でもあることから、毎年「つるぎ山菜祭り」も開催されています。</p>
<p>富山県薬用植物指導センター</p>	<p>薬用植物の栽培普及を図りつつ山村振興も目的として昭和42年に設立された施設です。約1,000種の薬用植物が生育環境に合わせて植栽されているほか、約170種類の生薬標本植物写真が展示されています。</p>
<p>弓の里歴史文化館</p>	<p>町内遺跡出土品を始めとする旧石器時代から中世に至る本町の歴史・文化遺産の収蔵及び展示が行われています。</p>
<p>千巖溪</p>	<p>大岩山日石寺の六本滝から130mほど下った場所にある溪谷です。百滝溪とも呼ばれます。双岩抱き合う妹背岩、点空石、炉壇石、鯉梯石、蝦口石等、風情溢れる数多くの岩石が見られます。</p>
<p>上市黒川遺跡群（円念寺経塚、黒川上山墓跡、伝真興寺跡）</p>	<p>黒川遺跡は国指定の貴重な遺跡です。いまだ研究途中で、一般公開は黒川フェスティバル等で行われています。遺跡からの出土品は弓の里歴史文化館に展示中です。</p>
<p>グリーン・ツーリズム</p>	<p>本町ではグリーン・ツーリズム推進協議会が組織されており、白萩南部地区では種の里の棚田を活用したオーナー制度による田植え、草刈り、稲刈り、わら細工等が行われています。</p> <p>また、黒川地区では炭焼き体験、穴の谷霊水めぐり等が行われています。</p>

第3 エコツーリズム実施の方法

1 ルール

本町のエコツーリズムを推進していく上では、ツアーに参加する観光旅行者（以下「参加者」という。）の安全確保、自然観光資源の保全、地域住民の生活環境への配慮等がなされなければ持続的な取組は期待できません。また、エコツーリズムの仕組みについても着実に確立していく必要があります。

そのため全体構想では、エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進のためのルール（地域の自主的な取り決め）として、「ツアーを実施するガイド及び団体（以下「ツアー実施者」という。）並びにエコツーリズムを含む観光にかかわる人々（以下「観光関係者」という。）のルール」及び「ツアーを行う上でのルール」の2つを大きな柱として定めます。

協議会、ツアー実施者、観光関係者、そして参加者等の多様な関係者がこのルール及び関係法令（35～36 ページ及び 38～39 ページ）を守りつつエコツーリズムの推進に取り組みます。

(1) エコツーリズム推進のためのルール

ア 協議会、ツアー実施者及び観光関係者のルール

- (ア) 多様な関係者による話し合い（協議会）の効果的な活用
- (イ) 情報発信
- (ウ) 多様な主体の連携
- (エ) 地域産業の活用・振興
- (オ) 広域的な連携の推進
- (カ) 子供たちへの取組の推進

イ ツアーを行う上でのルール

ルールによって保護・維持・向上する対象

- (ア) 参加者の安全確保
- (イ) 自然環境及び自然観光資源の保全
- (ウ) 地域住民・土地所有者への配慮
- (エ) 史跡等への配慮
- (オ) その他環境全般の保全
- (カ) ツアーの質の向上

(2) ルール内容及び設定理由

ア 協議会、ツアー実施者及び観光関係者のルール

前述（3 ページ）のように本町は平成 23 年に「観光キックオフ宣言」を宣言し、観光振興に積極的に取り組んでいます。観光に対する様々な取組がなされる中で、本町として一定の方向性を保ちつつ、柔軟かつ効果的にエコツーリズムを推進するためにも、以下のルールを設定して取組を見定めつつ進めます。

(ア) 多様な関係者による話し合い（協議会）の効果的な活用

協議会はエコツーリズムを進めるため、多様な関係者による話し合いを定期的に開催します。開催に当たっては、協議会において可能な限り事前に参加者から共有すべき情報、課題、提案等を収集し、部会等において共有及び話し合いを行います。

【設定理由】

本町のエコツーリズムを推進するためには、多様な関係者間の情報共有を積極的に行うことはもちろん、様々な主体が持つ課題、提案等を出し合える場が重要です。また、その話し合いの効果をより高める努力も必要であるため設定します。

(イ) 情報発信

協議会は、エコツーリズムの取組の状況及びその効果を町民等の地元の方へ積極的に発信し、地域の理解及び協力が得られるよう努めます。

【設定理由】

本町においては、エコツーリズムの意義及び効果に対して幅広い関係者から理解を得ていく必要があります。そのためにエコツーリズムの意義及び効果について積極的にアピールする必要があるため設定します。

協議会、ツアー実施者及び観光関係者は、それぞれが「上市町の広告塔」の一人、一機関として、本町ならではの魅力について外部に対して積極的に情報を発信するよう努めます。

【設定理由】

様々な地域から本町に来ていただくためには、本町を知っていただくだけでなく、本町探訪及び滞在の具体的な魅力を、より多くの人に知っていただくことが必要です。そのためには様々な関係者が本町の魅力を機会あるごとに周知していくことが必要のため設定します。

(ウ) 多様な主体の連携

協議会では協議会の構成員だけではなく、必要に応じて様々な立場の人・組織の意見及び提案を聴く場を設定します。

【設定理由】

エコツーリズムは多岐にわたる取組であるため、協議会の構成員のみで話しを進めるよりも、必要に応じて様々な立場及び組織の人々の意見を聴くことが、効果的であると考えられるため設定します。

(エ) 地域産業の活用・振興

ツアー実施者及び協議会を始めとする関係者は、本町ならではの地域産業、産品等、また、地域資源活用に関する補助制度等の情報を積極的に情報交換し活用していくことで地域の振興につなげます。

【設定理由】

エコツーリズムを含む観光全般においては、観光旅行者に対して地域ならではの産品、食材、サービス等を提供することが旅行全体の満足度及び本町の魅力をより高め、地域産業の振興にもつながるため設定します。なお、近年では自治体による地域産業及び地場産品に対する補助並びに振興のための制度もあるため関係者間での情報共有にも努めます。

(オ) 広域的な連携の推進

協議会は連携して、より広域的な取組を進めるよう努めます。

【設定理由】

全体構想は、本町を対象にエコツーリズムを推進していますが、実際の観光旅行者は、より広域的なレベルで観光・周遊を検討することが多いと考えられます。広域的に連携することでより多くの魅力ある資源を活用したアピールも可能となるため設定します。

(カ) 子供たちへの取組の推進

協議会を始めとする関係者は、子供たちを対象として、子供たち目線で地域の良さ、地域ならではの楽しみ方、資源保全の必要性等を伝える取組を積極的に推進します。

【設定理由】

次世代を担う子供たちが各自の目線で、地域の良さ、楽しみ方及び資源を守ることの大切さを認識することは地域の活性化並びにエコツーリズムの推進につながると考えられるため設定します。

イ ツアーを行う上でのルール

(ア) 参加者の安全確保

ツアー実施者は、定期的に救命救急講習等の講習を受講します。

【設定理由】

万が一の場合の事故等に対して適切な処置を行えるように設定します。なお、講習の内容は医学の知見の進歩等により内容が変わっていくため、毎年受講することが望ましいと考えられます。

ツアー実施者は、ツアー時には必ず救急救命用品、飲料水等を準備し、携行します。

【設定理由】

怪我等の応急措置はもちろん、虫さされ及び軽い体調不良も含めて対応できるよう準備することで参加者の安全及び快適性が確保できるため設定します。

ツアー実施者は、ツアーの開始前に必ず下見、天気予報等の確認を行い、予想される危険性について判断します。

【設定理由】

ツアーを安全に実施するため設定します。天気予報等において悪天候が予想される場合は無理にツアーを実施してはいけません。なお、現地確認は台風、地震等の災害が発生した場合も、必要に応じて十分安全性に留意した上で現地の確認を行います。

ツアー実施者は、自分自身はもちろんスタッフも含めて健康状態に注意します。特にインフルエンザ、ノロウイルス等の感染性の病気になった場合には、ツアーを行いません。

【設定理由】

インフルエンザ、ノロウイルス等の感染拡大を防ぐために設定します。万一、参加者が感染した場合は参加者の健康を害することはもちろんですが、感染が参加者のみにとどまらず、宿泊施設等の広範囲に感染を広げる可能性もあるため十分な注意が必要です。

ツアー実施者は、ツアーにおいて飲食物を提供する場合は食中毒の予防等に十分注意します。

【設定理由】

食中毒の発生は、参加者の健康を害することはもちろん、状況によっては宿泊施設等に対しても深刻な影響を与えかねないため設定します。飲食物を提供

する場合には、関係法令及び適切な衛生管理手法（H A C C P : Hazard Analysis and Critical Point、ハサップ又はハセップ）に基づいた提供をするよう十分注意をします。

ツアー実施者は、必ず傷害保険及び賠償責任保険の両方に加入し、参加者に保障内容が分かるようにします。

【設定理由】

万が一の事故が発生してしまった場合に可能な限り参加者のケアを行うためにも、保険への加入は必要です。保険には参加者が急激かつ偶然な外来の事故による怪我及び死亡の場合に適用される「傷害保険」並びにツアー実施者の管理不備等の過失があった場合に適用される「賠償責任保険」があります。それぞれの保険は対象となる範囲が異なるため、ツアー実施者の過失による事故は傷害保険の対象となりません。そのため、ツアー実施者は両方の保険に加入することが不可欠であるため設定します。

ツアー実施者は、参加者募集時及び申込み受付時に、ツアーの難易度、及び必要な安全対策について必ず説明します。また、特に必要な事項についてはツアーの開始時における説明、確認等を行います。

【設定理由】

参加者は時にツアーの難易度が分からないまま参加する場合があります。ツアーの内容に対して参加者自身の経験レベル、服装等が適切でない場合があります。参加者に安全かつ快適にツアーへ参加してもらえるよう適切な事前説明を行います。また、ツアー当日にも必要な注意事項説明及び服装等の確認は必ず行います。

ツアー実施者は、必ず安全確認・事故防止等のためのチェックリスト、事故防止等のためマニュアル等を準備し共有します。

【設定理由】

安全確保等は経験等に頼るだけでなく、漏れのない適切な確認が必要なため設定します。チェックリスト、マニュアル等の事例としては以下のものが考えられます。

- ・ツアーの安全管理マニュアル
- ・ツアーにおける備品等のチェックリスト
(備品の例) 応急手当セット、熊よけの鈴、飲料水、ポイズンリムーバー等
- ・緊急時の連絡フロー
(警察署、消防署、平日・休日の担当医等の連絡先リストを含む。)

ツアー実施者は、安全管理の観点からの定員を検討し、適切な定員を設定します。

【設定理由】

ツアーの内容、難易度等により、ツアー実施者が安全を確保できる参加者の人数は変動するため、余裕をもった定員を設定します。

(イ) 自然環境及び自然観光資源の保全

ツアー実施者は、野生動植物の生息・生育環境に悪影響がでないようツアーの定員を設定します。

【設定理由】

特に未舗装の遊歩道を利用するツアー等では、踏み出しによる歩道の荒廃、植物の踏みつけ等が発生する場合がありますので、そのような事態を防止するため設定します。

ツアー実施者は、動植物の観察等において本来の生態及び環境にできるだけ影響を与えないよう配慮します。

【設定理由】

それぞれの動植物にはそれぞれの生態的な特徴があります。例えば、「夜行性動物に明るいライトを当てる。」「水中の生物を水の外で長時間観察する。」といった観察方法は、対象の動植物に大きな影響を及ぼす可能性も考えられます。可能な限り影響の少ない方法で観察するため設定します。

協議会を始めとするすべての関係者は、希少な動植物の生息・生育場所に関する情報を公開しないよう注意します。また、ツアーの実施に際しては、希少種に対して特段の配慮をします。

【設定理由】

希少な動植物等は時に密猟及び盗掘の対象になり、地域の資源を大きく損なうことにつながるため設定します。

(ウ) 地域住民・土地所有者への配慮

ツアー実施者は、地域住民の生活環境をツアーで利用する場合、事前に地域住民に説明し了承を得ることとします。必要に応じて協議会に相談することも可能です。

【設定理由】

地域住民の立場から、参加者が訪れることが好ましくないケースが起こりう

ることも考えられるため設定します。

ツアー実施者は、登山道等の公に開放されている場所以外の土地を利用する場合には、必ず事前に土地所有者に確認をとります。

【設定理由】

公有及び私有を問わず、開放されていない土地への無断立ち入りを防止するため設定します。

(エ) 史跡等への配慮

ツアー実施者は、重要な史跡等を訪れる場合、参加者が故意又は不注意により傷をつけたり落書きをしたりしないよう事前に注意します。

【設定理由】

史跡等の資源を保護するため設定します。

(オ) その他環境全般の保全

ツアー実施者は、ツアー中に発生したごみはツアー実施者又は参加者が必ず持ち帰り、ツアー実施者又は参加者において適切に処分するよう伝えます。

【設定理由】

環境を保全し、ごみ持ち帰りの意識を高めるため設定します。

ツアー実施者は、ツアー中に利用可能なトイレの位置及び数等を事前に確認するとともに、ツアー開始前には参加者にトイレの利用を促します。

【設定理由】

屋外に放置された排泄物は衛生問題及び環境汚染、野生動植物等への影響を引き起こすことが考えられるため予防のために設定します。

(カ) ツアーの質の向上

ツアー実施者は、協議会等が実施する講習会等に参加し、ガイド技術の研鑽に努めます。

【設定理由】

講習会等を積極的に受講することでガイド技術の向上を図り、ツアーの質を高めるために設定します。

ツアー実施者は、アンケート等により参加者の感想の把握に努め、より質の高いツアーを目指して改善を続けます。

【設定理由】

参加者の率直な感想を把握して改善を図ることで、より質の高い魅力的なツアーを提供していくために設定します。

(3) ルールを適用する区域

エコツーリズムを推進する地域全域（本町全域）に適用します。

(4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

ツアー実施者がツアーを行う上でルールに適合するよう次の方法で実効性を確保します。

ア ツアーの企画・実施に関する報告

ツアーを実施する団体は、企画したツアーを実施する前段階においてツアーの企画・実施に関する報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）によりルールの運用を協議会へ報告します。協議会は、報告書を確認し、ルールに適合しない場合は当該団体へツアー内容の是正を要求します。

イ ツアーを行う上でのルールの運用の定期的なチェック

ツアー実施者は、ツアーを実施する前にツアーを行う上でのルールの運用のチェックリスト（様式第2号。以下「チェックリスト」という。）によりルールの運用を自らチェックします。チェックリストはツアーを実施する団体が保管し、必要に応じて協議会がルールの運用の状況を確認します。

ウ 参加者へのルールの説明と協力依頼

多くの場合、参加者は全体構想のルールを知らずに参加することが想定されます。そのため、ツアー実施者は必要に応じてツアーの予約等の受付時又はツアー開始時に参加者に対して定められたルールとその必要性を説明することとし、参加者の理解及び協力が得られるようにします。

エ ルールの定期的な見直し

全体構想の定期的な見直しに伴いルールも見直します。ただし、緊急な見直しが必要な場合にはルールのみを見直しも検討します。さらに全体構想に基づくルールでは実効性の確保が不十分な場合には、協議会において問題点及びその対策について整理し、全体構想に基づく特定自然観光資源の指定及び各種法令等による対策についても検討します。

2 案内（ガイドンス）及びツアー

(1) 本地域における案内（ガイドンス）及びツアーの基本的な考え方

先述の「上市まちのわ宣言」（5 ページ）を基本的な考え方とし、本町にある自然・歴史・伝統文化・産業そして、人を“大きなわ（輪、和、環）”で繋ぐ「上市まちのわ」を連携のわとし、後世に繋ぎ渡すことを目的にエコツーリズムを推進します。本地域における案内（ガイドンス）及びツアーは、エコツーリズムの推進を実践するためのものであり、自然及び自然と密接な関係のある自然観光資源を保全しながら、観光振興、地域内循環型経済による産業振興、町民への普及啓発による地域振興、そして持続可能な社会をつくることの重要性を認識するための環境教育の場として役割を担います。

(2) 主な案内（ガイドンス）及びツアーの内容

一般的な案内（ガイドンス）の方法には、専門のガイド等が参加者に対して解説及び体験の指導をする直接的な方法並びにガイド及び専門家の意見を踏まえて作られた解説板、パンフレット等を用いた間接的な方法があります。本地域で実施するツアーについては、本地域の魅力を効果的に伝えるために専門のガイド等が解説及び体験を指導する直接的な方法を主とします。主なツアーの内容としては以下のものが考えられます。

ア 豊かな森林を活用したツアー

本町は豊かな森林に恵まれた町です。森林は人に様々な恵みをもたらしてくれますが、その恵みは物質的なものとどまらず、精神的な安らぎ等幅広い範囲に及びます。また、地域の子供たちへの森林に対する理解を深めるための森林を活用した環境教育等、森林の様々な恵みを利用したツアーを開発及び実施します。

・森林セラピー

平成 24 年 3 月に特定非営利活動法人森林セラピーソサエティにより、森林セラピー基地「剣・きらめきの森」に認定され、眼目、大岩、馬場島の各地区において、森林の癒やしの効果を利用したツアーが組まれています。各地区では「森林セラピーガイド」（*）によるガイドを受けることが可能です。

（*）森林を訪れる利用者に対して森林浴効果が上がるような散策及び運動を現地で案内する者として、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティにより認定を受けたガイド。

・森育もりいく

古来より地域住民は森林の様々な恵みを活用しながら暮らしてきましたが、最近ではインフラ及び流通機構の発達により森林の恩恵を感じる機会が少なくなるとともに、森林の手入れ等、森林を健全に維持することへの関心も薄れてきています。特に本町の森林では以下のような課題が発生しています。

(ア) 放置された竹林・人工林の整備

(イ) 里山景観維持のための里山林の整備

(ウ) マツクイムシ（マツ枯れ）及びカシノナガクイムシ（ナラ枯れ）被害木の整備

このような現状を踏まえた上で、町民へ森林の恵みが得られる仕組み及び森林の適切な手入れ等について普及啓発を行い、森林の保全の必要性への理解及び森林を含めた本町への愛情を育むための取組を推進します。

イ 山岳を活用したツアー

本町は標高2,999mの劔岳を有するだけでなく水深1,000mを超える富山湾までわずか数kmの位置に存在する町であり、このような独特の地形環境に位置する山岳を活用したツアーの実施が可能です。

・登山

馬場島より劔岳に登る本格的かつ難易度も高い登山コースだけでなく、中山、ハゲ山、城ヶ平山等の初心者でも楽しめるトレッキングコースがいくつも存在しています。また、これらのコースでは名峰劔岳を眺める絶景スポットも多く存在しており、それぞれに違った景色を楽しむことができます。なお、これらのトレッキングコースでは冬には経験者が一緒であればスノーシューによるトレッキングも可能です。

ウ 歴史を活用したツアー

凝灰岩に掘られた磨崖仏で有名な大岩山日石寺、トガ並木で有名な眼目山立山寺及び湧水で知られる穴の谷霊場の各地区周辺には歴史及び信仰にかかわる様々な観光ポイントが存在し、地域の自然と密接な関わりも併せて楽しむツアーが開発されています。

・歴史資産

各地区周辺には豊かな自然環境が存在しており、周遊により歴史、及び自然さらに地域の信仰について幅広く知ることができます。眼目山立山寺では坐禅堂での坐禅体験、大岩山日石寺では六本滝での滝行等も体験できます。

エ その他のツアー

本町には先述のように様々な自然及び自然と密接に関連する観光資源が存在することから、以下のような様々な資源がツアーの要素として活用されています。

・豊かな自然の恵みを活かした食

富山湾を含めて標高差 4,000mの環境の中から生まれる様々な自然の恵みを活用した郷土食及び新しく創り出された地域ならではの食文化が存在しています。

・里山

種^{たね}地区は、特有の地形を生かした棚田、あぜ道等の昔ながらの里山景観が残されています。地域固有の生活文化の見学ツアー等が検討されますが、活用においては地域住民への慎重な配慮が必要です。

(3) 実施される場所

ツアーで活用する自然観光資源及びその他の資源は町内全域に存在しています。したがって各種ツアーは町内全域で行われます。

(4) ツアーの実施主体

本町では地域住民又は密接なかかわりのある人々がガイドになることを基本的な考え方の一つとしています。現在、地元ボランティア及び民間のガイド団体による活動が活発化しつつありますが、今後様々な自立した個人及び団体の活動も望まれる状況であり、協議会を始めとする関係者が連携して支援、協力していきます。

(5) ツアーの改善及び情報交換による連携

本町でのツアーにおける知見及び経験はまだまだ少なく、今後様々な知見及び情報の蓄積が望めます。特に参加者が心から満足できるツアーを作り上げていくために各団体等は参加者に積極的にアンケートを実施し、ツアーの改善に役立てます。また協議会は関係者間の情報交換を通じて各主体のツアーの改善に役立てます。

3 モニタリング及び評価

本地域の自然観光資源については、恒久的に活用していくためにも、また、生物多様性の確保の観点からも継続的にモニタリングを実施して状態を把握するとともに、必要に応じて対策を施していくことが必要です。

自然観光資源に生じる変化は、ツアーによる影響及びツアー以外の要因による影響が想定されますが、モニタリングにおいて最も重要な点は「継続的に行うこと」及び「変化を迅速に発見すること」です。そこで、モニタリングを以下の方法により実施することとします。

(1) モニタリングの対象及び方法

本地域におけるモニタリングの対象及び方法は以下の表のとおりとします。なお、ツアー実施において障害又は問題が発生した場合にも協議会に報告するものとします。

モニタリングの対象	方法
ア 自然観光資源（9～17 ページ） ・動植物の生息地又はその他の自然環境に係るもの ・自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの ・その他の観光資源 イ ツアー実施する上での障害・問題等	ツアー実施者を中心として、対象となる自然観光資源に接する者が変化等に気付いた場合に協議会へ報告する。 また、必要に応じ協議会において専門的なモニタリング調査を実施する。

観光関係者において、ツアー実施者が最もモニタリングの対象となる自然観光資源に接する機会が多くなると考えられます。そのためツアー実施者が何か異変等に気付いた場合には、日時、報告者名（所属）、対象（場所）及び内容について協議会に報告するものとします。なお、報告方法については電話、メール、FAX等、報告者の利用しやすいものとし特に制限しません。

(記載例 1)

日時	〇〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△ (□□所属)
対象(場所)	〇〇山の登山道(頂上手前の階段付近)
内容	周辺のホオノキ数本が枯れている。先月までは気付かなかった。原因は不明。

(記載例 2)

日時	〇〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△ (□□所属)
対象(場所)	〇〇山腹(西側)
内容	今年は、〇〇花の開花が例年になく多く圧倒的な見応えがある。是非、関係者にも知らせてほしい。観光協会にも連絡済み。

(記載例 3)

日時	〇〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△ (□□所属)
対象(場所)	〇〇寺の参道(左側〇本目付近)
内容	何者かによるごみの投棄あり。スーパーのごみ袋で4個分ぐらい。既にカラスが袋を破って中身を漁っていた。すべて回収して廃棄済み。 このところ廃棄が少し目立つように思う。参拝客の増加が原因か？

(記載例 4)

日時	〇〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△ (□□所属)
対象(場所)	△△地区の水田
内容	△△地区〇〇様より、「観光旅行者が水田の中にカメラの三脚を立てて撮影していた。注意したところ逆に『少しくらいいいだろ。』と反論された。」との話があった。ツアー参加者ではない個人旅行者の模様だが、「念のため協議会にも伝えておく。」と返事をした。

(記載例 5)

日時	〇〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△ (□□所属)
対象(場所)	〇〇山頂
内容	近年、頂上付近で樹木の成長が進んでいる。このままでは今後この地点からの素晴らしい展望が見つらくなると思われる。対策の検討をお願いしたい。

(記載例6)

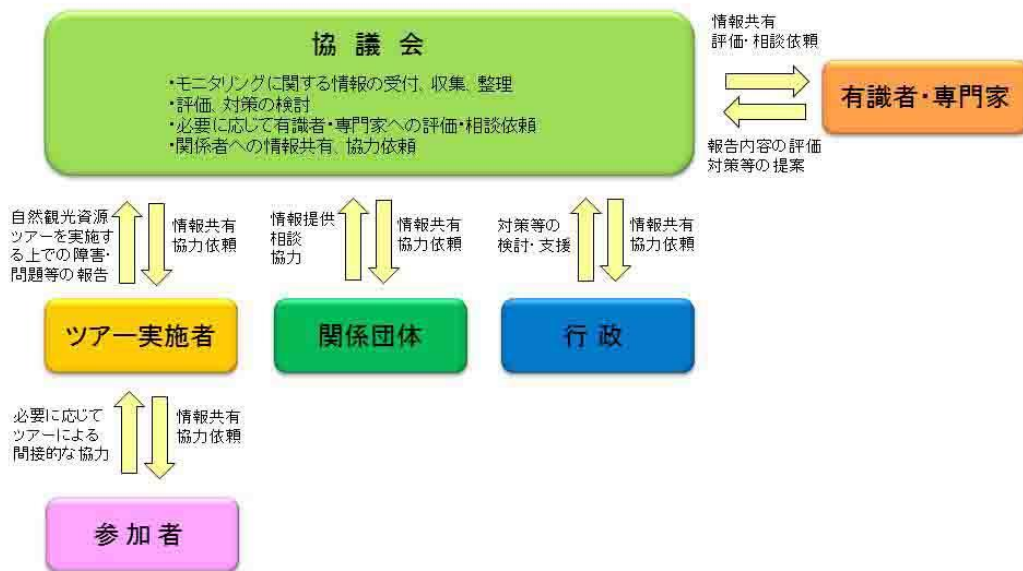
日時	〇〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△ (□□所属)
対象(場所)	〇〇の遊歩道
内容	歩道近くに生育していた希少種の〇〇が盗掘されていた。警察には通報済み。

以上のように観光資源及びツアー実施にかかわる事柄において何かしらの変化があった場合に協議会は情報を集約し、可能な限り関係者間で情報共有することにより対策の推進及び関係者の連携の強化に役立てます。

(2) モニタリングに当たっての各主体の役割

各主体の役割を以下のとおりとします。

主体	役割
ツアー実施者	・自然観光資源及びツアーを実施する上での障害・問題等の報告
参加者	・必要に応じツアーによる間接的な協力
協議会	・モニタリングに関する情報の受付、収集及び整理 ・評価及び対策の検討 ・関係者への情報共有及び協力依頼 ・必要に応じて有識者・専門家への評価・相談依頼
関係団体	・情報提供、相談及び協力
有識者・専門家	・報告内容の評価 ・協議会からの相談依頼に応じて対策等の提案
行政	・当該機関において対策等の検討又は支援



モニタリングにおける各主体の体系

(3) 評価の方法

評価の主体	協議会で取りまとめた内容に関して協議会の専門部会にて評価を行う。更なる専門知識が必要とされた場合には、有識者・専門家に評価を依頼する。
評価ポイント	・自然観光資源等保全に関する課題の有無。 ・ツアー実施による影響の有無。
評価結果の公表	協議会にて公表する。

(4) 有識者及び専門家の関与の方法

協議会において有識者・専門家の評価が必要と判断した場合に関与を依頼するものとします。協議会及び関係者は有識者・専門家が必要とする情報を可能な限り提供します。

(5) モニタリング及び評価結果の反映方法

対策が必要な場合、その内容によって以下のとおり対応します。

ツアーの実施方法の改善により対処が可能な内容	協議会はツアー実施者に対して周知、依頼する。
関係者間の連携が必要な内容	協議会の主導により、ツアー実施者等関係者が集まる場を設けて話し合い、対策の検討を行う。
特定自然観光資源指定の検討	既存制度及び関係者間の連携では対処できない場合、協議会にて特定自然観光資源指定への検討を行う。

4 情報発信

協議会が中心となり、幅広く情報を提供することでエコツーリズムに関する理解を深めることができ、協力も得られやすくなると考えられることから、主に以下の方法により情報提供に努めます。

対象	媒体	内容
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上市町ホームページ ・ リーフレットの配布 ・ 広報 かみいち 	<ul style="list-style-type: none"> ・ エコツーリズムとは？ ・ 本町の魅力及び楽しみ方 ・ 本町のエコツーリズムの取組
観光旅行者 (本町及び周辺地域への旅行を検討している観光旅行者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ（上市町、上市町観光協会、富山県、富山県観光連盟、その他観光関係者） ・ マスメディア（テレビ、雑誌）への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の魅力及び楽しみ方 ・ 本町のエコツーリズムの取組
観光旅行者 (既に本町を訪れている観光旅行者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施設、駅等へポスターの掲示 ・ リーフレットの配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本町の魅力及び楽しみ方 ※詳細な情報 ・ 本町のエコツーリズムの取組・ブログ及びSNSによる紹介の依頼

特にマスメディアで紹介されることは本町に対する認知度向上に大きく貢献するものと考えられるため、関係者間で協力して本町ならではの魅力発信に取り組みます。

また、国の観光立国推進の取組により日本を訪れる外国人観光旅行者が急増している状況から、その対応についても早急に検討を進めます。

5 エコツーリズムにかかわる人々の育成又は研鑽

ツアー実施者は参加者の万全な安全確保を行いつつ、参加者の満足度を最大限に高める努力が常に必要とされます。また、本地域のツアーの質及び競争力を高めるためにも、マーケティング、広報等に関する知識も必要になります。当面は協議会が中心となってガイドを始めとする関係者の育成、及び研鑽に努めます。

(1) ガイド研修会

協議会がツアー実施者等と調整しながら、安全管理、ガイド技術の向上等に関する研修会を実施します。

(2) その他

その他必要な育成、研修等の方法については関係者間の調整を踏まえつつ、実施していきます。

6 その他

(1) 新規参入事業者への対応

エコツーリズムの推進に伴い新規の事業者が参入する場合は、地域全体で効果的な取組となるよう協議会より全体構想の内容について説明し、全体構想に沿った事業となるよう指導しつつ、協議会及び関係者と連携を勧めます。

(2) 関係団体との連携、広域的な取組の推進

エコツーリズムにかかわる主体は様々な分野に及ぶこと、また観光旅行者は本町を含む広域での周遊を検討又は実施している場合がほとんどであると考えられるため、広域的な連携も視野に入れて活動を推進します。

第4 自然観光資源の保護及び育成

1 特定自然観光資源の指定

本地域の自然観光資源の多くは、中部山岳国立公園及び他の関係法令等により現状において保全が図られていると判断されるため、特定自然観光資源の指定は行いません。

ただし、既存法令等で対処できない場合は、協議会において特定自然観光資源の指定を検討します。

2 その他の自然観光資源

(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

関係者による全体構想に記載されたルールへの遵守並びにモニタリング及びその評価による対策を進め、より一層の対策が必要な場合は有識者・専門家等によるアドバイスをに基づき保護及び育成を進めます。

(2) 自然観光資源に関する主な法令及び計画等

ア 関係法令

名称	指定内容・対象物	内容	担当部局
自然公園法	中部山岳国立公園	工作物の新改増築、木竹の伐採、植物の採取、鉱物及び土石の採取の禁止等	環境省（長野自然環境事務所、立山自然保護官事務所）、富山県
森林法	保安林	立木の伐採及び土地の形質の変更（掘削、盛土等）の制限等	林野庁（中部森林管理局、富山森林管理署）、富山県
国有林野の管理経営に関する法律	国有林野	国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施に関する事項（貸付け、売払い等の手続き等）	林野庁（中部森林管理局、富山森林管理署）
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	野生鳥獣	鳥獣の捕獲の禁止等	環境省（長野自然環境事務所、立山自然保護官事務所）、富山県
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	指定種	指定種の捕獲の禁止等	環境省（長野自然環境事務所）

富山県希少野生動植物保護条例	指定種	指定種の捕獲の禁止等	富山県
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	指定種	外来生物の飼育、栽培、保管、運搬、野に放つこと等の禁止	環境省（長野自然環境事務所）
河川法	河川	土石の採取、竹木の伐採等の禁止	国土交通省、富山県
・文化財保護法 ・富山県文化財保護条例 ・上市町文化財保護規則	天然記念物	現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為の制限	文化庁、富山県教育委員会、上市町教育委員会

イ 関連する計画及び制度等

以下の計画等の整合を図りながら、自然観光資源の保護及び育成を推進します。

計画等名称	概要
富山県環境基本計画	目標 「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」
上市町環境基本計画	上市町の目指すべき環境像 「剣を仰ぎ、豊かな自然と共に歩む森・水・農にあふれるまち かみいち」

第5 協議会の参加主体

協議会の構成員は、協力してエコツーリズムの推進に努めます。協議会の構成員は以下のとおりです。

1 協議会の構成員及び役割分担

構成員	職名	役割分担
上市町	副町長	会長、事務局（産業課）
上市町観光協会	会長	副会長、観光産業の活性化並びに自然環境の利用及び保全
上市町工場協会	会長	副会長、地域内循環型経済の推進
上市町商工会	副会長	委員、地域内循環型経済の推進
上市町商工会青年部	部長	委員、町民参画の促進
上市町商工会女性部	部長	委員、地域内循環型経済の推進
東京上市郷友会	副会長	委員、観光産業の活性化
	東京上市郷友会長が指名する者	委員、観光産業の活性化
アルプス農業協同組合	総務部総務課長	委員、地域内循環型経済の推進
立山山麓森林組合	事業部長	委員、町民参画の促進並びに自然環境の利用及び保全
富山地方鉄道株式会社	鉄軌道部営業課長	委員、観光産業の活性化
富山健康科学専門学校	学校長	委員、町民参画の促進
e' conte	代表	委員、町民参画の促進並びに自然環境の利用及び保全
ハッピー上市会	代表	委員、町民参画の促進並びに自然環境の利用及び保全
ゆるりんぐ	代表	委員、観光産業の活性化並びに自然環境の利用及び保全
(株)上市屋	代表取締役	委員、地域内循環型経済の推進並びに自然環境の利用及び保全
上市町小中学校PTA連絡協議会	会長	委員、町民参画の促進
公募により委嘱された委員 (上市町民)		委員、町民参画の促進並びに自然環境の利用及び保全

第6 その他エコツーリズムの推進に必要な事項

1 地域振興

ツアー実施者はエコツーリズムが地域振興の有効的な手段となるため、ツアーの実施に関連して使用する備品、提供する飲食物等については地元産を積極的に活用します。また、参加者に地元産及び地元資本事業者が販売する商品等を積極的に勧めることで地域振興につなげます。

2 地域住民との連携

(1) 地域の生活、習わし、農林水産業及び土地所有者等への配慮

エコツーリズムの推進に当たって協議会及びツアー実施者は、地域住民の視点に立って、地域の生活、習わし、農林水産業及び土地所有者に慎重な配慮を持って推進します。

(2) 地域住民への理解促進

エコツーリズムの推進に当たって、協議会を始めとする関係者は、地域住民の理解を得られるように努力し、様々な意見に対しても真剣に耳を傾け、エコツーリズムが地域に貢献できるよう尽力します。また、地域住民がツアーに参加してもらえるよう積極的な配慮を行います。

3 他の法令並びに計画等との関係及び整合性

エコツーリズムの実施・推進に当たっては、自然観光資源に関する主な法令（35～36 ページ）の他、以下の法令等も遵守しつつ進めます。

(1) 関係法令（自然観光資源に関する主な法令以外のもの）

名称	内容	担当部局
旅行業法	旅行業を営む場合の登録	観光庁、富山県
道路交通法	道路を通行する場合の規制等	警察庁
道路運送法	旅客を自動車で運送する場合の許可制度	国土交通省
医師法	医療行為に関する規制	厚生労働省
元気とやま観光振興条例	富山県観光振興戦略プランの策定	富山県
富山県登山届出条例	劔岳周辺の危険地区に12月1日から翌年5月15日までの間に立ち入る場合の「登山届」提出の義務づけ。	富山県

(2) 関連する計画及び制度等

計画等名称	概要
第7次上市町総合計画	まちづくりの基本方向 1 自然と共生するまちづくり 2 若者が定住するまちづくり 3 みんなで支えあい、みんな <small>ひら</small> で拓くまちづくり
平成23年 観光キックオフ宣言 (上市町)	観光振興の3つの取組 1 観光資源を発見、ルートを創る 2 食べる、買う、遊ぶを創る 3 情報発信、おもてなしを創る
上市町人口ビジョン	まち・ひと・しごと創生法に基づき策定 ・人口の動向・現状分析 ・将来人口推計 ・目指すべき人口の将来展望
上市町まち・ひと・しごと創生総合戦略	上市町人口ビジョンに基づき、上市町の人口減少の抑制を目指す具体的な施策 1 “経済力”の創生 ～しごとを創る～ 2 “人間力”の創生 ～ひとを育てる～ 3 “安心力”の創生 ～まちを守り、支える～
富山県観光振興戦略プラン	元気とやま観光振興条例に基づき策定 ・富山県観光の目指すべき方向及び目標 基本方針「県民あげての観光県づくりの推進に向けて」・施策の方向及び重点的に取り組むべき事項 1 富山らしい魅力創出 2 戦略的なPR 3 官民一体、県民こぞってのおもてなし環境の整備 4 国際観光の推進 5 コンベンションの誘致促進

4 環境教育の場としての活用と普及啓発

環境教育は、町民へ本町の自然、文化及び歴史に対する普及啓発を行い、地域の魅力の認識及びエコツーリズムに対する理解を深め、地域に寄与する意識を育むことが期待されます。森林及びその手入れの重要性等の普及啓発を主とした「森育」(27 ページ) 並びに子供たちが地域の自然、文化及び歴史への理解を深め、郷土に対する愛情を育む環境教育体験活動、出前授業等を推進します。

5 安全管理

ツアー実施において、参加者とツアー実施者の安全確保は最も重要です。ツアー実施者はツアーを行う上でのルール(21～25 ページ) を遵守するのみならず、更なる安全性の確保を目指して積極的に取り組みます。

6 全体構想の公表

全体構想の作成、変更又は廃止を行った時は、本町の広報、ホームページ等で周知します。

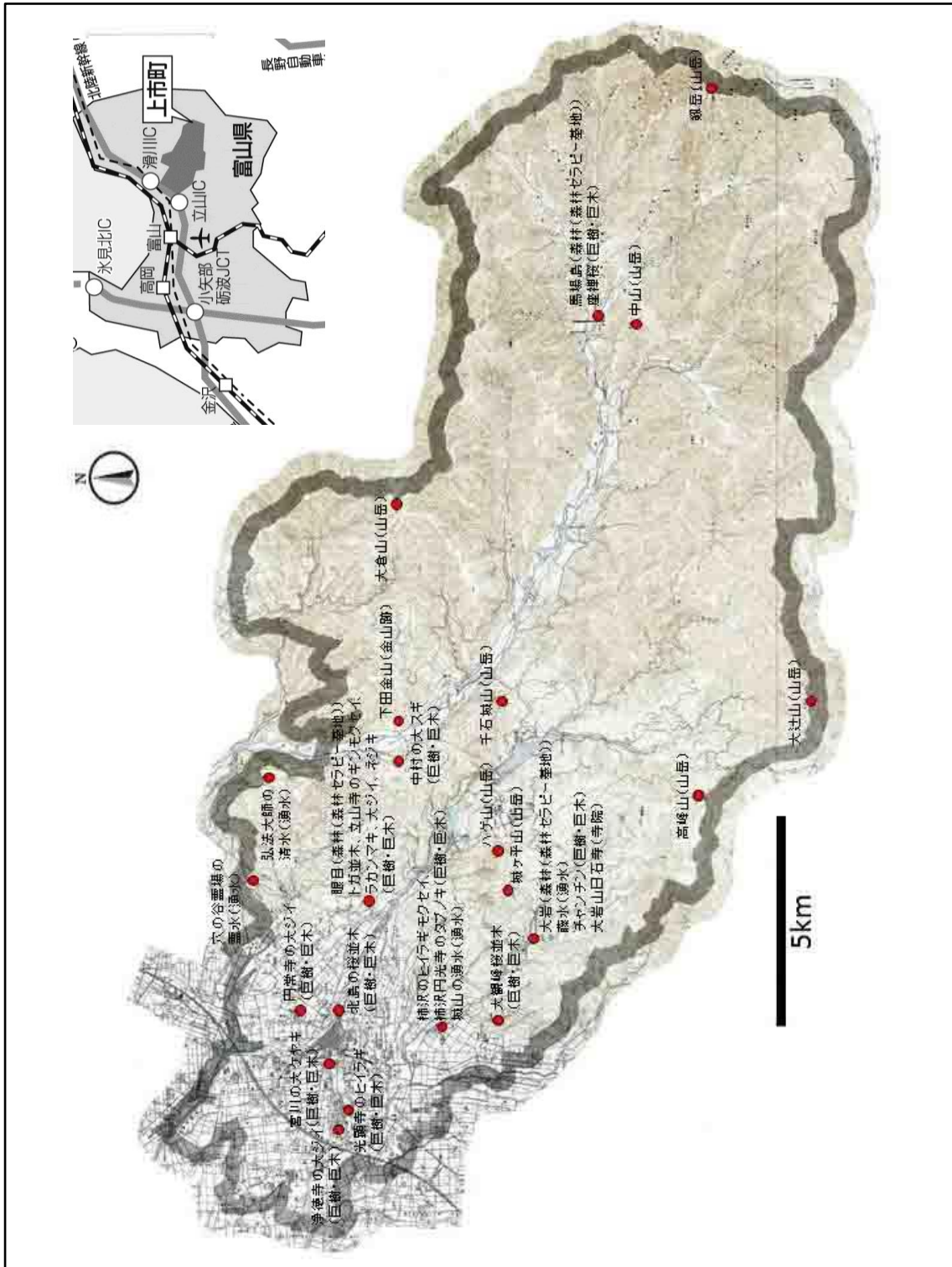
7 全体構想の見直し

全体構想は、協議会において毎年度推進状況について把握、整理するとともにおおむね5年ごとに見直しを行います。

付録1：上市町の自然観光資源について

区分	細区分	主な自然観光資源
動植物	哺乳類	ニホンカモシカ、ツキノワグマ、ムササビ、キツネ、タヌキ、アナグマ、イノシシ、ハクビシン、ノウサギ、ニホンザル、ニホンリス等
	鳥類	シジュウカラ等のカラ類、エナガ、ウグイス、カワガラス、ヤマドリ、アオサギ等のサギ類、キセキレイ等のセキレイ類、オオタカ、トビ、フクロウ、コノハズク、オオルリ、ビタキ、キレンジャク、オオハクチョウ等の猛禽類
	昆虫類	ホタル、ギフチョウ、モンキアゲハ、アオスジアゲハ、ヤマトシジミ等のチョウ類、オニヤンマ、アキアカネ等のトンボ類、ハルゼミ、ヒグラシ等のセミ類、森林部にはカブトムシ、クワガタムシ、カミキリムシ等の甲虫類等
	植物	木本、草本、シダ類等の900種弱 本町の木：モミ（トガ） 本町の花：サツキ、リンドウ
景観	劔岳（ビューポイント）	広野、森尻三杉橋（西田美術館側）、白竜橋、正印新 <small>しょういんしん</small> の高架、伊折橋、堤谷交差点付近、弓庄橋等
生活空間・風景	里山景観（自然人文景観）	「種の里」の棚田、水田、あぜ道等

付録2：上市町自然観光資源位置図



ツアーの企画・実施に関する報告書

上市まちのわ推進協議会事務局あて

年 月 日

構成団体名

所属長

印

当団体が企画・実施するツアーにつきまして、上市町エコツーリズム推進全体構想第3第1項第4号アにより、次のとおり報告いたします。

- 1 ツアー名
- 2 ツアー内容（次の内容について、記載された資料及び地図を添付してください。）
 - (1) 行程
 - (2) 料金
 - (3) 実施期間
 - (4) 定員及び最少催行人数
 - (5) ガイドの自家用車による参加者の移動の有無
- 3 ツアーを行う上でのルールの場合

チェック項目	適合
・参加者の安全管理と野生動植物の生息・生育環境に悪影響を与えないよう参加する人数の検討を行い、適切な定員を設定している。	はい・いいえ
・希少な動植物の生息・生育場所に対して特段の配慮をし、情報を公開しないように注意している。また、ツアーの実施に際しては、希少種に特段の配慮している。	はい・いいえ
・地域住民の生活環境をツアーで利用する際は、事前に説明及び了承を得ている。	はい・いいえ
・登山道等の公に開放されている場所以外の土地を利用する場合には、必ず事前に土地所有者の確認をとっている。	はい・いいえ
・傷害保険及び賠償責任保険の両方に加入し、参加者に保障内容が分かるようにしている。	はい・いいえ
・ツアーの難易度及び必要な安全対策を講じている。特に必要な事項についてはツアー募集時に必ず表記し、参加者へ周知に努めている。	はい・いいえ
・参加者の移動手段としてガイドの自家用車を利用する場合、平成23年3月31日付け国自旅239号「宿泊施設及びエコツアー等の事業者が宿泊者及びツアー参加者を対象に行う送迎のための輸送について」に適合する運送行為であると北陸運輸局が判断している。	はい・いいえ

- ※ 本チェックリストは、上市町エコツーリズムの総合的かつ効果的な推進のため、ツアーを行う上でのルールをツアー実施者が自らチェックし、実効性を確保するものです。
- ※ 必要に応じて、ツアーを実施する団体のルールの運用について協議会へ報告していただく場合がありますので、本チェックリストをツアー実施日の属する年度の終了後1年間、ツアーを実施する団体に保管して下さい。

ツアーを行う上でのルールの運用のチェックリスト

確認した項目には、を記載してください。

- ツアー催行中は、救急救命用品、飲料水等を携行します。
- ツアー開始前必ず下見及び天気予報等の確認を行い、予想される危険性について判断します。
- ツアー実施者（スタッフを含む）は、健康状態に注意します。特にインフルエンザ、ノロウイルス等の感染性の病気になった場合はツアーを催行しません。
- ツアーにおいて飲食物を提供する場合は食中毒の予防等に十分注意します。
- 必ず傷害保険及び賠償責任保険の両方に加入し、参加者に保障内容が分かるようにします。
- 必ず安全確認・事故防止等のためのチェックリスト、事故防止等のためのマニュアル等を準備し、共有します。
(例)・ツアーの安全管理マニュアル及び備品等のチェックリスト等
・緊急時の連絡フロー（警察署、消防署、平日・休日の担当医等の連絡先リストを含む）
- ツアー実施の際は、動植物の観察等において生息環境にできるだけ影響を与えないよう配慮します。
- 希少な動植物の生息・生育場所に対して特段の配慮及び情報を公開しないよう注意します。
- 地域住民の生活環境を利用する場合、事前で説明し、了承を得ることとします。
- 登山道等の公に開放されている場所以外の土地を利用する場合、必ず事前に土地所有者に確認します。
- 史跡等を訪れる場合、参加者が敬意又は不注意により傷をつけたり落書きしないよう事前で注意します。
- ツアー中に発生したごみはツアー実施者又は参加者が必ず持ち帰り、適切に処分します。
- 利用可能なトイレの位置等を事前に確認し、ツアー開始前には参加者にトイレの利用を促します。
- アンケート等により参加者の感想の把握に努め、より質の高いツアーを目指して改善を続けます。

【ツアー】 ツアー名 参加人数

 実施日 年 月 日

【確認】 団体名

 確認者（ガイド）氏名

 確認日 年 月 日